

事 務 連 絡
令和3年4月26日

各介護サービス等事業所 御中

愛知県国民健康保険団体連合会
介 護 福 祉 室

令和3年度介護報酬改定に伴う介護給付費等の請求について

日ごろから本会の事業運営につきまして、ご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定に伴う新型コロナウイルス感染症対応として、令和3年4月サービス分から令和3年9月サービス分までは各サービス種類の所定単位数の千分の一に相当する単位数の算定が必須とされており、当該上乗せ分の請求を行わない場合、本会の審査において対象明細書ごと返戻となり、翌月の介護報酬等の支払対象となりません。

つきましては、令和3年5月審査以降、介護給付費を請求する際には、下記の資料等を参考に請求いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、改定に伴う地域区分の見直しについては裏面を参照ください。

記

【新型コロナ感染症対応上乗せ分関連】

令和3年3月31日付 厚生労働省老健局事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」の（Ⅰ資料10 令和3年9月30日までの上乗せ分の算定対象となる報酬について）及び（Ⅲ資料3 介護給付費請求書・明細書及び給付管理票記載例）

※上記事務連絡を含む介護報酬改定に係る各種資料はWAMNETのホームページにて確認ができます。

ホームページアドレス：<http://www.wam.go.jp>

担当：介護保険係 TEL：052-962-1307

（裏面に続く）

令和3年度から令和5年度までの適用地域						
3級地	名古屋市					
4級地	刈谷市	豊田市				
5級地	みよし市					
6級地	岡崎市	瀬戸市	春日井市	津島市	碧南市	安城市
	西尾市	稲沢市	知立市	豊明市	日進市	愛西市
	清須市	北名古屋市	弥富市	あま市	長久手市	東郷町
	大治町	蟹江町	豊山町	飛島村		
7級地	豊橋市	一宮市	半田市	豊川市	蒲郡市	犬山市
	常滑市	江南市	小牧市	新城市	東海市	大府市
	知多市	尾張旭市	高浜市	岩倉市	田原市	大口町
	扶桑町	阿久比町	東浦町	幸田町	設楽町	東栄町
	豊根村					
その他	南知多町	美浜町	武豊町			

5級地→4級地 刈谷市 豊田市 6級地→5級地 みよし市

7級地→6級地 瀬戸市 清須市 豊山町 飛島村